

筑紫野市有財産 一般競争入札案内書

(令和7年度 第1回)

市有財産(土地)を売却します

受付期間

令和7年9月1日(月)から

令和7年9月19日(金)まで

8時30分～17時(土日祝日を除く)

場所：筑紫野市役所 4階 管財課

筑 紫 野 市

総務部 管財課

電話：092-923-1111(内線：244)

筑紫野市有財産土地売却の流れ

入札参加受付期間

- 令和7年9月1日（月）から9月19日（金）まで
- ★8時30分～17時 ※土日祝日を除く
- ★この期間内に入札保証金を納付しなければなりません。
- ※入札保証金は入札金額の5%以上の金額です。



入札会

- 令和7年10月2日（木）
- 物件1 10時（受付開始 9時30分）
- 物件2 11時（受付開始 10時30分）
- 物件3 14時（受付開始 13時30分）
- 物件4 15時（受付開始 14時30分）

場所：市役所 5階 会議室506



※落札者のみ

契約

- ◎落札決定後7日以内に、契約保証金の納入と売買契約を締結していただきます。
- ※契約保証金は落札額の10%以上の金額です。（入札保証金からの充当は可能です）
- ◎売買契約にかかる契約書に貼る収入印紙等の諸費用は落札者負担。



売買代金の支払

- ◎契約締結後、45日以内に市の発行する納入通知書により納入すること。



所有権の移転

- ◎所有権の移転及び物件の引渡しは、売買代金が全額納入された日とする。
- ◎所有権移転登記手続きは市が行います。
- ◎所有権移転登記にかかる登録免許税等の諸費用は、落札者負担。

目 次

1. 入札参加する前に	1
2. 入札物件	2
3. 入札参加者の資格	3
4. 入札にあたって付す条件	3
5. 入札会（場所、日時）	4
6. 入札の方法等	4
7. 入札会参加申込方法	6
8. 入札会参加申込受付期間・場所	6
9. 入札会参加申込に必要なもの	6
10. 入札の無効	6
11. 落札者の決定方法等	7
12. 契約保証金	7
13. 契約の締結等	8
14. 売買代金の支払方法	8
15. 所有権の移転等	9
16. 契約上の主な特約	9
17. 様式書類	10
18. 契約内容の公表	10
19. 個人情報について	10
※ 参 考	
【参考1】 地方自治法施行令第167条の4第2項	11
【参考2】 納税証明書等	11
【参考3】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）	12
【参考4】 契約・登記に当たっての費用等	13
【参考5】 物件の引渡しまでの流れ	14
★ 市有財産売却予定地位置図	15
★ 物件調書（物件1～4）	16
◆ 市有財産売買契約書（見本）	21
※ 提出書類一覧表 ◎お問合せ先	27

《様式集》

- （様式1）入札会参加申込書
- （様式2）誓約書
- （様式3）委任状（入札代理人）
- （様式4）共有に関する申出書
- （様式5）委任状（共有に関する申出用）
- （様式6）入札書（入札者本人用）
- （様式7）入札書（入札代理人用）

筑紫野市有財産一般競争入札案内書

(令和7年度 第1回)

市有財産(土地)を売却します

1. 入札参加する前に

(1) 本誌「入札案内書」をよくお読みください。

①入札案内書には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件調書等、入札にあたって必要なことが記載されています。思わぬ誤解が生じることもありますので、よくお読みいただき、ご不明な点は必ずお問合せください。

②物件調書の記載事項は調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。また、図面についてもこれを特定するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 事前に必ず現地を確認してください。入札物件はすべて現況引渡しです。

今回の入札物件すべてについて現地説明は行いません。事前に現地確認及び関係各機関への照会は必ず入札者自身で行ってください。また、諸規制の状況等にもご留意ください。

※現地の確認の際は、次の点に特にご配慮願います。

- ・みだりに隣接地に立ち入ったりしないようお願いします。
- ・フェンス等の工作物を傷つけないようお願いします。
- ・違法駐車、迷惑駐車はしないようお願いします。

①入札物件には、当該土地のすべての工作物(フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等)や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況を優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿(あるがままのかたち)で行われます。

②入札物件に越境物がある場合についても、現況のままで引渡しとなります。市は越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係者間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

(注) 越境とは、例えば、隣接地の建物の一部が境界を越えて市有地上にかかっている場合等を指します。

越境が目立つもの、明らかに確認できるものは物件調書に記載していますが、樹木、草花の越境や容易に移設できる越境物は記載していません。また、調査時に判明していない越境物も記載していません。

(3) 入札及び売買契約は登記簿地積で行います。

①入札及び売買契約の対象地積は、広報や物件調書に記載された登記簿地積です。

②所有権移転登記については、登記簿地積で行います。

(4) 建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。

①物件を使用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、ご自身の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係各機関に照会するなどして十分確認してください。

②物件調書等に記載した建ぺい率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。

③各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

なお、物件内の既存の諸施設（量水器、止水栓、排水枘等）は、そのほとんどが現時点で使用されておらず、原則として使用できないものとして取り扱っていますので、ご承知おきください。

2. 入札物件

○物件

①所在地 大字筑紫 1877 番・1878 番・1879 番・1880 番
地積 233.43 m²
地目 宅地

②所在地 大字筑紫 1876 番
地積 166.23 m²
地目 宅地

③所在地 大字筑紫 1874 番・1875 番
地積 166.51 m²
地目 宅地

④所在地 大字筑紫 1818 番
地積 319.32 m²
地目 宅地

3. 入札参加者の資格

入札参加者は、個人及び法人とします。

ただし、次に該当する人は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人
- (3) 被保佐人
- (4) 被補助人
- (5) 破産者で復権を得ない人
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者
- (7) 税の滞納がある人
※国税：法人税・所得税・消費税、県税：事業税（法人・個人）、市税
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請がある者
- (9) 「入札会参加申込書」を提出され、「入札会参加受付票」を受け取っていない人

4. 入札にあたって付す条件

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止

- ①暴力団員による不当な行為の防止

落札者は、市有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

- ②風俗営業等の業務の用に供することの禁止

「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

- ③その他、公序良俗に反する用途に使用することの禁止

- ④墓地、墓苑及びこれに類する用途に供することの禁止

- (2) 実地調査等

イ 市は、上記（1）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができます。

- 落札者は、正当な理由なく上記(2)ーイに定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 契約の解除及び違約金

落札者が上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、市は契約を解除することができ、落札者は市の定める金額を違約金として市に支払わなければなりません。

5. 入札会(場所、日時)

(1) 場所 市役所 5階 会議室506

(2) 日時 令和7年10月2日(木)

【物件1】入札：10時00分

受付：9時30分～10時00分

【物件2】入札：11時00分

受付：10時30分～11時00分

【物件3】入札：14時00分

受付：13時30分～14時00分

【物件4】入札：15時00分

受付：14時30分～15時00分

※入札会は、時間厳守です。

6. 入札の方法等

(1) 入札保証金の納付等

①入札会参加申込期間内に入札保証金を納付する必要があります。

入札保証金は、入札者が入札書に記載しようとする金額の100分の5(5%)以上の金額です。

※入札保証金計算例

入札金額	入札保証金額(円未満切上げ)
$50,000,000 \text{ 円} \times 5/100 (5\%) = 2,500,000 \text{ 円以上}$	

注) 各自の納付する入札保証金の額の20倍を上回る入札金額を入札書には記入できません。

(※20倍を上回る額が記入された入札書は無効とします。)

例) $2,500,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 倍} = 50,000,000 \text{ 円}$ を上回ると無効です。

②入札保証金は、入札会参加申込期間内に、市指定の「納入通知書」により、市の取扱金融機関で納入し、領収証書(写)を提出してください。

注)・納入通知書は、入札案内書と併せて管財課において配付します。

・金融機関の取扱時間にはご注意ください。

・市の預金口座への振り込み等は、受け付けていません。

③落札者以外の人への入札保証金は振込によって返還します。

- ・落札者以外の人への入札保証金は、あらかじめ指定していただいた金融機関の口座に振り込む方法により返還します。
- ・入札保証金の返還手続きは入札終了後、最大で2ヶ月程度を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ・返還手続きによる入札者の振込手数料の負担はありません。
- ・入札保証金には利息はつきません。

④落札者が期限【令和7年10月9日(木)】までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、入札保証金は違約金として市に帰属し、返還することはできません。

(2) 入札方法

- ① 入札書は本人自ら提出しなければなりません。代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。
- ② 一物件について、1人で2通以上の入札をし、又は入札参加者であって他の入札参加者の代理をすることはできません。連名は無効とします。
- ③ 物件を2人以上で共有する場合は、代表者若しくは代理人1人が入札に参加し、他の共有希望者の委任状及び印鑑証明書を必要とします。
- ④ 共有による入札の場合は、入札書に代表者の氏名を記入してください。落札後の名義人の変更はできないものとします。
- ⑤ 入札に参加しようとする人は、入札に参加できない人(3. 入札参加者の資格を参照)に該当しない旨を記載した誓約書(入札者本人)を提出しなければなりません。
- ⑥ 入札価格がすべて市の予定価格に達しないときは、直ちに再度入札を行なうことがあります。再度入札の回数は1回とします。
- ⑦ 郵送、電報又は電送による入札は認めません。
- ⑧ 一度提出した入札書の変更又は取り消しはできません。
- ⑨ 入札書の金額の前に「円マーク」(¥)を記入し、算用数字を使用してください。
- ⑩ 入札書の金額は総額を記入してください。また、桁違い等にも注意してください。
- ⑪ 入札保証金の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となりますのでご注意ください。(※代理人の場合、委任状の提出が必要です。)
- ⑫ 入札金額は、入札保証金の納付額を考慮して記入してください。入札保証金が不足している入札は無効となります。
- ⑬ 不正な申込があった場合は、その申込を取り消すことがあります。
- ⑭ 入札を辞退する場合は、入札辞退届が必要です。入札保証金は返還します。

7. 入札会参加申込方法

筑紫野市有財産一般競争入札案内書(本書)を熟読のうえ、必要書類等をそろえ、申込期間内に提出してください。

希望者には、入札保証金納入用の「納入通知書」、入札保証金返還用の「請求書」については郵送しますので、管財課に連絡してください。

8. 入札会参加申込受付期間・場所

- (1) 期間 令和7年9月1日(月)から9月19日(金)まで
8時30分から17時まで(土日祝日を除く)
- (2) 場所 筑紫野市役所4階 総務部管財課

9. 入札会参加申込に必要なもの

- (1) 入札会参加申込書 様式1
- (2) 入札保証金領収証書(写)
- (3) 誓約書【共有希望者がいる場合全員分】 様式2
- (4) 納税証明書(税の滞納のない証明)【共有希望者がいる場合全員分】
- (5) 市請求書(入札保証金返還用)
- (6) 委任状【代理人の場合のみ必要】 様式3
- (7) 委任状【共有に関する申出用】 様式5
- (8) 入札書(入札会当日必要)(入札者用) 様式6
(入札代理人用) 様式7
- (9) 筆記用具(鉛筆不可)
- (10-1) 申込者が個人の場合
 - ・身分証明書(本籍地のある市町村で発行、2ヶ月以内のもの)【共有希望者がいる場合全員】
 - ・印鑑証明書(市町村発行)【共有希望者がいる場合全員】
 - ・実印(代理人の場合は、代理人の印鑑。ゴム製のものは不可)
 - ・共有に関する申出書(代表者以外の共有希望者の委任状と共有希望者全員の印鑑証明書) 様式4
- (10-2) 申込者が法人の場合
 - ・商業(法人)登記簿謄本(所轄法務局発行)
 - ・印鑑証明書(所轄法務局発行)
 - ・法人代表者印鑑
(代理人の場合は、代理人の印鑑。ゴム製のものは、不可。)
 - ・共有に関する申出書(代表者以外の共有希望者の委任状と共有希望者全員の印鑑証明書) 様式4

※必要書類等は、物件毎に準備し、提出をすること。
※入札会に提出された書類等は、返還しません。

10. 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理とした入札
- (3) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (4) 金額の記載がないとき、又は重複記載若しくは誤字脱字があつて必要事項を確認できない入札
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が入札見積金額の100分の5（5%）以上の金額に達しない入札
- (7) その他法令又は入札に関する条件に違反した入札
- (8) 「入札書」等の様式のあるもので、市所定の様式以外のものでの入札
- (9) 入札関係提出書類に虚偽の記載がある入札

1 1. 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した入札者で、最低価格以上の価格で最高の価格をもって入札をした入札者を落札者とします。
- (2) 落札となる同価格の入札者が2者以上ある場合には、直ちにくじを引いて落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
ただし、入札参加資格の確認のため、くじ引きを保留する場合があります。
- (3) 落札決定者（購入予定者）はその権利を他者に譲ることはできません。

※ 以下の項目の手続きについては、落札者の方を対象とするものです。
詳しくは、落札者の方に、直接ご説明します。

1 2. 契約保証金

契約金額の100分の10（10%）以上の金額を契約保証金として契約締結するまでに納入していただきます。市が指定する手続きで納入してください。

契約保証金は、入札保証金を充当することができます。

契約締結までに、売買代金を全額納入する場合は、契約保証金は不要です。

1 3. 契約の締結等

(1) 売買契約及び代金の納入

落札決定後、令和7年10月9日（木）までに売買契約を締結し、契約締結後45日以内に、市が発行する納入通知書により売買代金を納入してください。

落札者が上記期間内に契約書を取り交わさないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還しないものとし、市に帰属することとなります。

(2) 受益者負担金の納入

落札決定後、令和7年10月9日（木）までに売買契約を締結し、契約締結後45日以内に、市が発行する納入通知書により納入してください。

落札者が上記期間内に納入しないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還しないものとし、市に帰属することとなります。

(3) 土地売買契約書の内容は、入札案内書21～26ページに記載してありますので、ご熟読ください。

落札者以外の名義で契約することや、所有権移転登記をすることはできません。

(4) 売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税が別途必要です。

○印紙税額表	売買契約書に貼付
売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
500万円を超え1千万円以下	5,000 円
1千万円を超え5千万円以下	10,000 円
5千万円を超え1億円以下	30,000 円
1億円を超え5億円以下	60,000 円

（注）上記の印紙税額は、令和9年3月31日までの間に作成されるものについて定められたものです。

(5) 添付書類

登記されていないことの証明書（契約者分）

成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものです。証明発行窓口は、法務局本局（福岡法務局）となります。

※福岡法務局筑紫支局では発行していません。郵送申請（東京法務局等）の場合、1週間程度かかります。（実費必要）

1 4. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の（1）及び（2）があります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法

売買契約締結までに、納付された入札保証金と売買代金の差額を、市が発行する納入通知書で納入してください。（注1）

(2) 契約保証金を納付して、契約締結後、45日以内に差額を納付していただく方法

売買契約の締結までに、契約保証金として、売買代金の10%以上（円未満切り上げ）を納付し（注2）、売買契約締結の日から45日以内（注3）に、**売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により、納付してください。**

なお、この方法を選択した場合で売買代金を期限までに支払われない場合は、契約保証金は市に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

（注1）売買代金の分割はできません。

（注2）入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。

（注3）売買契約締結の日から45日目が土、日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

15. 所有権の移転等

売買代金納入が済みましたら、市が所有権移転登記を行います。

（1）売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、**物件の引渡しは、現状のままとします。**（※現地での引渡しは行いません。）

代金の納入及び必要手続きの完了を確認の上で引渡しをします。所有権移転までの間、使用又は収益することはできません。

（2）所有権移転登記の手続きは、売買代金全額の納付確認後市において行い、完了した時点で登記識別情報をお渡しします。

なお、中間省略登記はできません。

（3）所有権移転登記には、登録免許税が必要です。

登録免許税相当額を税務署で納付書を利用して納付し、領収証書を売買契約代金の納付される前までにご持参ください。

※市が行う所有権移転登記と同時に、抵当権設定登記等も行いませんので、ご了承ください。

16. 契約上の主な特約

売買物件の売買契約には、次の特約（用途等の制限）を付するので、これらの定めに従っていただくこととします。

（1）暴力団員による公序良俗に反する使用等を禁止します。

市有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所

有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (2) 売却物件を風俗営業等の業務の用に供することを禁止します。
{「風俗営業等」とは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業務をいう。}
- (3) その他、この土地を公序良俗に反する用途に使用することを禁止します。
- (4) この土地を墓地、墓苑及びこれに類する用途に供することを禁止します。

17. 様式書類

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 入札会参加申込書 | (様式1) |
| (2) 誓約書 | (様式2) |
| (3) 委任状 | (様式3) |
| (4) 共有に関する申出書 | (様式4) |
| (5) 委任状（共有申出用） | (様式5) |
| (6) 入札書（入札者本人用） | (様式6) |
| (7) 入札書（入札代理人用） | (様式7) |

※別添「様式集」に掲載しています。必要に応じ、コピーして使用してください。

18. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、地積・地目、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分、法人にあつては業種）を市の公式ホームページ等で公表することとします。

ただし、契約金額の公表にあたっては、落札者（買受人）の同意を得た場合に限り公表することとします。

19. 個人情報について

入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

【参考1】：3. 入札参加者の資格（6）関係

地方自治法施行令第167条の4第2項

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【参考2】：3. 入札参加者の資格（7）及び9. 入札会参加申込に必要なもの（4）関係
納税証明書等

直前1年分の国・県・市町村の納税証明書（未納がない証明）を提出すること。〈実費〉

区分	申請者	市内申請者		市外申請者	
	発行者	個人の場合	法人の場合	個人の場合	法人の場合
国 税	所 管 税務署	国税に未納がない証明	国税に未納がない証明	国税に未納がない証明 ※上記証明を発行しない場合は所得税	国税に未納がない証明 ※上記証明を発行しない場合は法人税
地方税	都道府県 税事務所	不要	県税に未納がない証明	不要	県税に未納がない証明 ※上記証明を発行しない場合は、法人 県民税及び法人事業税
	市町村	筑紫野市の滞納のない証明書 ※市収納課にて発行	筑紫野市の滞納のない証明書 ※市収納課にて発行	市町村民税 ※住所地において滞納のない証明書	法人市民税

【参考3】：3. 入札参加者の資格（8）関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （抜粋）
（平成三年五月十五日法律第七十七号）

（目的）

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

【参考4】

契約・登記に当たっての費用等

○印紙税額表・・・・・・・・ 売買契約書に貼付

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
500万円を超え1千万円以下	5,000 円
1千万円を超え5千万円以下	10,000 円
5千万円を超え1億円以下	30,000 円
1億円を超え5億円以下	60,000 円

○登録免許税・・・・・・・・ 所有権移転登記に必要

入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価）×
（入札物件の地積）×0.015＝税額（100円未満切捨）

【例】41,200円×555.68㎡×0.015＝343,000円（登録免許税）

※この登録免許税率（1.5%）は、令和8年3月31日まで

○住民票〔個人（共有）の場合〕・・・・・・・・ 所有権移転登記に必要

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

○「登記されていないことの証明書」の提出(本人申請、実費)

成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものです。

発行窓口は、法務局本局となります。法務局の支局等では発行していません。

※郵送申請の場合は1週間程度要します。

【参考5】：物件の引渡しまでの流れ

入札会



令和7年10月2日（木）

○場所：市役所 5階 会議室506

【物件1】入札：10時00分

受付：9時30分～10時00分

【物件2】入札：11時00分

受付：10時30分～11時00分

【物件3】入札：14時00分

受付：13時30分～14時00分

【物件4】入札：15時00分

受付：14時30分～15時00分

入札保証金：入札する額の5%以上の額を納入し、領収証の写しを提出してください。

落札



契約



市と落札者との間で、売買契約を締結

契約締結までに契約保証金（落札価格の10%以上の額）を納入してください。契約締結までに売買代金を全額納入する場合は、契約保証金は不要です。売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

代金の納入



売買代金の残額は、契約締結後、45日以内に納入してください。

所有権移転及び物件の引渡し手続き



所有権の移転及び物件の引渡しは、売買代金が全額完納された日とします。

所有権移転登記は、売買代金が完納された後、市が所轄法務局に対して手続きを行います。

移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、落札者負担です。

市有財産売却予定地位置図



○物件調書【物件1】

最低価格	25,000,000円		
物件の表示	所在／地目	大字筑紫1877番・1878番・1879番・1880番／宅地	
	地 積	233.43平方メートル	〔70.61坪 〕
用途地域等	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
供給処理 施設の概要	水道（有）・都市ガス（有）・下水（有）・電気（有）		
交通機関	西鉄天神大牟田線「筑紫駅」まで約830メートル（道路距離）		
公共施設	・小学校区域 筑紫小学校（学校まで約800メートル）（道路距離） ・中学校区域 筑山中学校（学校まで約940メートル）（道路距離） ・筑紫コミュニティセンター（約650メートル）（道路距離）		
特記事項	・宅地利用の際は、下水道事業受益者負担金（1平方メートル当たり280円）がかかります（窓口：市上下水道料金総務課） ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定無し		

※最低価格は、不動産鑑定評価に基づき算出したものです。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。

なお、物件調書と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

※本物件は土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

※1坪＝約3.305785㎡とし、換算した㎡の少数第3位を四捨五入して、坪数を表記しています。

※建築物の用途や制限については、市都市計画課もしくは福岡県那珂県土整備事務所建築指導課（電話番号：092-513-5572）にお尋ねください。

○物件調書【物件2】

最低価格	18,100,000円		
物件の表示	所在／地目	大字筑紫1876番／宅地	
	地 積	166.23平方メートル	[50.29坪]
用途地域等	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
供給処理 施設の概要	水道（有）・都市ガス（有）・下水（有）・電気（有）		
交通機関	西鉄天神大牟田線「筑紫駅」まで約830メートル（道路距離）		
公共施設	・小学校区域 筑紫小学校（学校まで約800メートル）（道路距離） ・中学校区域 筑山中学校（学校まで約940メートル）（道路距離） ・筑紫コミュニティセンター（約650メートル）（道路距離）		
特記事項	・宅地利用の際は、下水道事業受益者負担金（1平方メートル当たり280円）がかかります（窓口：市上下水道料金総務課） ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定無し		

※最低価格は、不動産鑑定評価に基づき算出したものです。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。

なお、物件調書と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

※本物件は土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

※1坪＝約3.305785㎡とし、換算した㎡の少数第3位を四捨五入して、坪数を表記しています。

※建築物の用途や制限については、市都市計画課もしくは福岡県那珂県土整備事務所建築指導課（電話番号：092-513-5572）にお尋ねください。

○物件調書【物件3】

最低価格	18,100,000円		
物件の表示	所在／地目	大字筑紫1874番・1875番／宅地	
	地 積	166.51平方メートル	[50.37坪]
用途地域等	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
供給処理 施設の概要	水道（有）・都市ガス（有）・下水（有）・電気（有）		
交通機関	西鉄天神大牟田線「筑紫駅」まで約830メートル（道路距離）		
公共施設	・小学校区域 筑紫小学校（学校まで約800メートル）（道路距離） ・中学校区域 筑山中学校（学校まで約940メートル）（道路距離） ・筑紫コミュニティセンター（約650メートル）（道路距離）		
特記事項	・宅地利用の際は、下水道事業受益者負担金（1平方メートル当たり280円）がかかります（窓口：市上下水道料金総務課） ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定無し		

※最低価格は、不動産鑑定評価に基づき算出したものです。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。

なお、物件調書と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

※本物件は土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

※1坪＝約3.305785㎡とし、換算した㎡の少数第3位を四捨五入して、坪数を表記しています。

※建築物の用途や制限については、市都市計画課もしくは福岡県那珂県土整備事務所建築指導課（電話番号：092-513-5572）にお尋ねください。

○物件調書【物件4】

最低価格	38,000,000円		
物件の表示	所在／地目	大字筑紫1818番／宅地	
	地 積	319.32平方メートル	〔96.6坪〕
用途地域等	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%	容積率 200%
供給処理 施設の概要	水道（有）・都市ガス（有）・下水（有）・電気（有）		
交通機関	西鉄天神大牟田線「筑紫駅」まで約850メートル（道路距離）		
公共施設	・小学校区域 筑紫小学校（学校まで約830メートル）（道路距離） ・中学校区域 筑山中学校（学校まで約970メートル）（道路距離） ・筑紫コミュニティセンター（約550メートル）（道路距離）		
特記事項	・宅地利用の際は、下水道事業受益者負担金（1平方メートル当たり280円）がかかります（窓口：市上下水道料金総務課） ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定無し		

※最低価格は、不動産鑑定評価に基づき算出したものです。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ずご自身で十分な調査、確認のうえ、お申し込みください。

なお、物件調書と現地の状況が異なる場合は、現況が優先されます。

※本物件は土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

※1坪＝約3.305785㎡とし、換算した㎡の少数第3位を四捨五入して、坪数を表記しています。

※建築物の用途や制限については、市都市計画課もしくは福岡県那珂県土整備事務所建築指導課（電話番号：092-513-5572）にお尋ねください。

市有財産売買契約書（見本）

筑紫野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により物件の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買価格）

第2条 甲は、末尾記載の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、その代金として金 円を甲に支払う。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約を締結する際、代金の100分の10以上の額の契約保証金を、甲の指示する手続きにより納入しなければならない。ただし、契約締結時までに代金を全額納入している場合は、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額、またはその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、
甲の発行する納入通知書により、この契約締結後45日以内に、甲に支払わなければならない。

(所有権移転及び費用負担)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金全額(乙の代金納入が遅滞した場合においては、
遅滞損害金(年5%の利率で計算した額)を含む。)を納入したときに甲から乙に移転す
るものとし、売買物件の所有権移転登記は乙の請求により甲が行う。

2 所有権の移転登記に要する登録免許税その他この契約により生じる費用は、乙の負担と
する。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引渡し
があったものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の
責の帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の
減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第8条 乙は、本契約後において甲の売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを
発見しても、損害賠償の請求または契約を解除することができないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 甲は、乙の暴力団員による不当な行為の防止等公序良俗に反する使用等を禁止する。

乙は、市有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

3 乙は、この土地を公序良俗に反する用途に使用してはならない。

4 乙は、この土地を墓地、墓苑及びこれに類する用途に供してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条及び第10条の定める義務に違反したときは、金 円(売買代金の1割)

(2) 第9条の定める義務に違反したときは、金 円(売買代金の3割)

2 前項の違約金は第15条に定める損害賠償額、またはその一部とは解釈しない。

(返還金等)

第13条 甲は、第11条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、筑紫野市所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を
保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市

代表者 筑紫野市長 平 井 一 三

乙 住所

氏名

実印

物件の表示（土地）

所在及び地番

地目

地積

以下余白

提出書類一覧表

○印は、必ず提出するもの。

番号	提出書類	個人				法人			
		本人（１人）		共有		本人（１人）		共有	
		本人	代理人	代表者	代理人	本人	代理人	代表者	代理人
入 札 会 参 加 申 込	入札会参加申込書 様式1	○	○	○	○	○	○	● 法人と法人又は法人と個人の共有の場合の 必要書類については 事前に問い合わせてください。	
	入札保証金領収書（写）………※	○	○	○	○	○	○		
	身分(身元) 証明	○	○	—	—	—	—		
	印鑑証明書	○	○	—	—	○	○		
	誓約書 様式2	○	○	—	—	○	○		
	納税証明書(税の滞納のない証明)	○	○	—	—	○	○		
	請求書(入札保証金返還用) ……※	○	○	○	○	○	○		
	委任状（代理人の場合） 様式3	—	○	—	○	—	○		
	登記簿謄本	—	—	—	—	○	○		
	共有に関する申出書 様式4	—	—	○	○	—	—		
	共有希望者全員の身分(身元) 証明	—	—	○	○	—	—		
	共有希望者全員の印鑑証明書	—	—	○	○	—	—		
	共有希望者全員の誓約書 様式2	—	—	○	○	—	—		
	共有希望者全員の納税証明書	—	—	○	○	—	—		
	共有希望者全員の委任状 様式5	—	—	○	○	—	—		
入 札 会	入札会参加受付票	○	○	○	○	○	○		
	入札書 様式6	○	—	○	—	○	—		
	入札書 （代理人用） 様式7	—	○	—	○	—	○		

※…入札保証金納入用の「納入通知書」、入札保証金返還用の「請求書」については管財課において配付します。

◎お問合せ先

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号
 筑紫野市 総務部 管財課
 TEL 092-923-1111（内線:244）
 FAX 092-923-5391